

この資料は、保険商品の内容の主な記載されているものではなく、あくまで参考情報としてご利用ください。ご検討にあたっては、「契約概要／注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。

住友生命の 一時払終身保険

ふるはーと Wステップ

予定利率変動型5年ごと利差配当付通増終身保険(一時払い)

職業のみの告知で15歳～90歳の方が申し込みいただけます。

特徴

1

〈契約年齢15歳～85歳の場合〉ご契約当初20年間の死亡保険金額は**円建てでご契約時に確定**します。

予定利率はご契約後20年ごとに再設定します。再設定後の予定利率は予定利率変動時保証利率を下回ることはありません。再設定後の予定利率が予定利率変動時保証利率を上回った場合、それ以後の死亡保険金額は増加します。

⚠️ご契約後20年ごとの年単位の契約応当日における被保険者の年齢が106歳以上の場合、予定利率は再設定されません。このため、死亡保険金額は増加しません。

〈契約年齢86歳～90歳の場合〉死亡保険金額は**円建てでご契約時に確定**します。

⚠️ご契約後に予定利率は再設定されず、ご契約時に適用された予定利率を一生適用します。このため、ご契約時に死亡保険金額が確定します。

特徴

2

ご契約当初10年間の死亡保険金額を低く設定することで、**10年経過以後の死亡保険金額を大きく**しています。

⚠️ご契約当初一定期間の死亡保険金額は一時払保険料相当額となります。

特徴

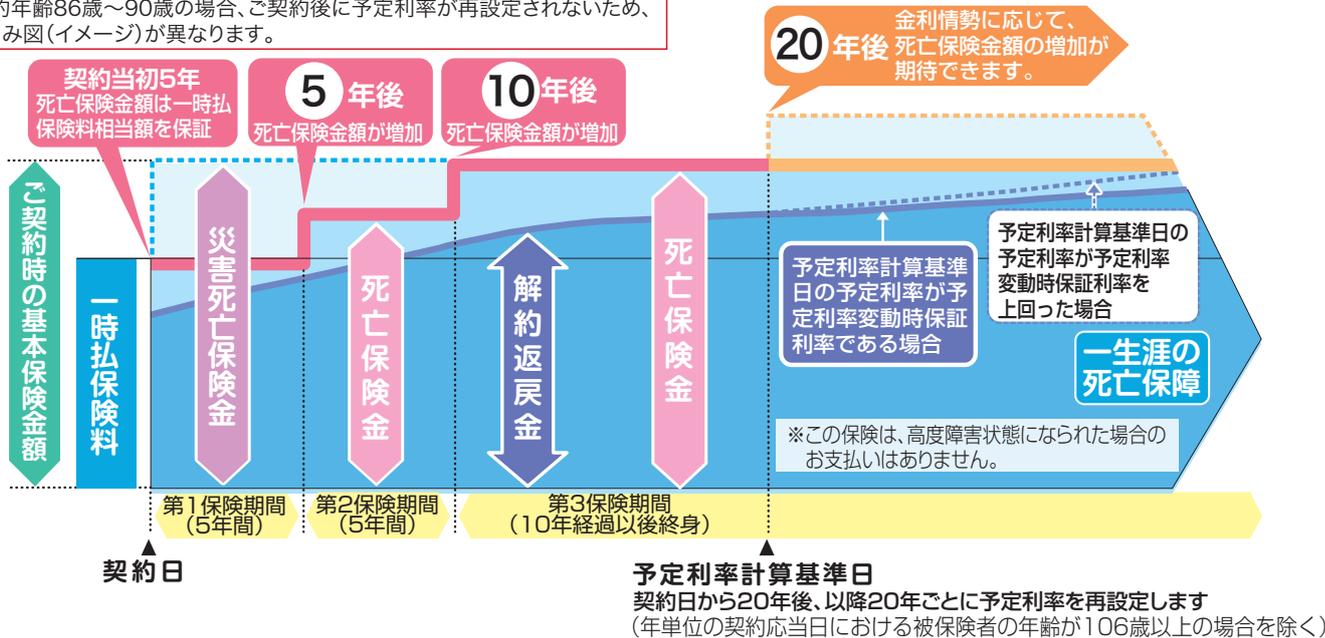
3

ご契約当初10年間の死亡保険金額を低く設定することで、**キャッシュバリュー(返戻率)の魅力**を高めています。

⚠️ご契約当初一定期間の死亡保険金額は一時払保険料相当額となります。ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。

契約年齢15歳～85歳用のしくみ図(イメージ)

⚠️契約年齢86歳～90歳の場合、ご契約後に予定利率が再設定されないため、しくみ図(イメージ)が異なります。



ご契約の諸基準

契約年齢範囲(*1)	15歳～90歳			取扱単位	保険金建て:万円単位・保険料建て:万円単位		
予定利率	契約年齢	15歳～85歳	86歳～90歳	最低一時払保険料	100万円		
	予定利率の再設定	20年ごとに再設定(*2)	ご契約時の予定利率を一生適用	最高一時払保険料(*3)	契約年齢	15歳～49歳	50歳～90歳
				最高一時払保険料	7000万円	3億円	
保険期間	終身			保険料払込方法	一時払いのみ		

(*1) 契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。(*2) 年単位の契約応当日における被保険者の年齢が106歳以上の場合、再設定されません。(*3) 同一の被保険者がすでに住友生命の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。

⚠️ **この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。**

商品の概要

保障内容	死亡保険金	お支払理由	被保険者が死亡されたとき ^(※1)	
		お支払金額	第1保険期間	一時払保険料相当額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額
			第2保険期間	下記の算式に基づき計算される金額または解約返戻金相当額のいずれか大きい金額 (一時払保険料相当額) + {(基本保険金額 ^(※2)) - (一時払保険料相当額)} × 0.5
			第3保険期間	基本保険金額 ^(※2) と同額
	受取人	死亡保険金受取人		
	災害死亡保険金	お支払理由	被保険者が第1保険期間中または第2保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1. 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算し180日以内に死亡されたとき 2. 責任開始期以後に発病した所定の感染症 ^(※3) を直接の原因として死亡されたとき	
		お支払金額	基本保険金額 ^(※2) と同額	
		受取人	死亡保険金受取人	
	主な特約	年金支払移行特約	将来の終身保障の全部または一部にかえて、解約返戻金等を原資として年金でお受け取りいただけます。	
	返戻金	解約	●ご契約が解約された場合などにご契約者に払い戻されるお金のことをいい、 ご契約後一定期間は解約返戻金額が一時払保険料を下回ります(解約返戻金額が一時払保険料を下回る期間は、ご契約時に適用される予定利率等により異なります)。	
配当金		●5年ごとに通算して資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします (資産の運用実績によってはお支払いできない場合もあります)。		

(※1)ただし、第1・第2保険期間において災害死亡保険金がお支払される場合を除きます。

(※2)この保険の保険金をお支払いする際に基準となる保険金額をいいます。

(※3)コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

- この保険は、高度障害状態になられた場合のお支払いはありません。
- 第3保険期間中は、災害による死亡の場合にも死亡保険金をお支払いします。
- 死亡保険金などのお支払いについて、受取人の故意によるものや、責任開始日から起算して3年以内の自殺によるもの等、お支払いできない場合があります。

この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項

○ご契約時の予定利率について

- 金利情勢に応じて被保険者の年齢別(75歳以下、76歳以上)に毎月1日に設定し、月末まで適用されます。
- したがって、お申込み月の月末までに保険料のお払込みと告知をいただけない場合、ご契約時の予定利率はお申込み時の予定利率と変わることがあります。
- お申込みから保険料のお払込みと告知をいただくまでに年齢が75歳から76歳に変わる場合は、76歳以上の予定利率が適用されます。

⚠ 適用される予定利率が変わる場合、死亡保険金額、解約返戻金額等も変わります。
また、金利情勢によっては、新規ご契約のお取扱いができないこともあります。

○お申込みから保険料のお払込みと告知をいただくまでに年齢が85歳から86歳に変わる場合

- ご契約後に予定利率は再設定されず、ご契約時に適用された予定利率を一生適用します。

その他ご留意いただきたい事項

- この保険はクーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。
- 生命保険募集人は、お客さまと住友生命の保険契約締結の媒介を行う方で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して住友生命が承諾したときに成立します。
- 住友生命が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、ご契約の際にお約束した死亡保険金額等が削減されることがあり、その結果、死亡保険金額等が払込保険料を下回ることがあります。

⚠ ご検討にあたっては、「契約概要/注意喚起情報 兼 商品パンフレット」「ご契約のしおり一定款・約款」「ご提案内容説明書」を必ずご覧ください。詳しくは、住友生命の募集代理店までお気軽にご相談ください。

[募集代理店]

[引受保険会社]

住友生命保険相互会社

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話(06)6937-1435(大代表)
東京本社 〒104-8430 東京都中央区築地7-18-24
電話(03)5550-1100(大代表)
(ホームページ) <http://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索